

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議に
ついて

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者
医療広域連合規約を別紙のとおり変更するものとする。

令和6年6月6日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、茨城県後期高齢者医療広
域連合規約を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証等が廃止となるため、関係市町村が行う事務について、「被保険者証及び資格証明書の引渡し、返還の受付」を「資格確認書等の引渡し、返還の受付」に改めることとした。

※ 資格確認書

個人番号カードを取得していない、個人番号カードを保有しているが被保険者証の利用登録を行っていないなどの理由により、個人番号カードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対し、被保険者資格を確認するために交付するもの

- 2 広域連合の構成市町村が負担する共通経費負担金の算定基礎（人口・高齢者人口）報告の基準日を前年度の1月1日（現行は前年度の3月31日）に改めることとした。